

天井クレーンでつり上げ ていた鋼板が落下

〈災害発生状況〉
機械部品を製造する工場に勤めるAさんは、鋼板を天井クレーンで作業



台からつり上げました。天井クレーンはりモコンで操作するものでした。またりモコンは、操作者の腰に巻いて使用するものでした。

玉掛け用つり具は、ハッカーと呼ばれる4つの爪で荷を引っ掛けるタイ

プのものを使用しました。Aさんはクレーン運転士免許を持っており、20年以上の経験がありましたが、玉掛技能講習については修了していませんでした。しかし、Aさんは天井クレーンを操作するだけでなく、玉掛けも自分で行っていました。鋼板をつり上げたところ、作業台の上にスプルー缶が放置されていることにAさんは気付きました。

少しのことと思っただか、Aさんは天井クレーンを操作しながら、作業台の上に手を伸ばそうとしたところ、転倒し、その際、腰に巻いたりモコンの操作レバーが作業台に触れました。その途端、鋼板がハッカーから外れて被災者の上に落下し、

亡くなりました。

(他署管内で発生)

〈災害発生原因〉

- ①クレーンでつり上げた荷(鋼板)の下にAさんを立ち入らせたこと。
- ②玉掛技能講習を修了していないAさんに、玉掛けを行わせたこと。
- ③クレーンの操作をしながら、Aさんに別作業をさせたこと。

〈再発防止対策〉

- ①クレーンでつり上げた荷の下に作業者を立ち入らせないようにすること。
- ②玉掛けを行わせる際には、玉掛技能講習を修了している者に行わせること。
- ③クレーンの操作をする者には、別作業をさせないようすること。

〈解説〉

今回の事例は、クレーンでつり上げた荷の下に労働者を立ち入らせたことにより発生したもので

す。クレーン作業する場合は、つり上げられた荷の下に作業者を立ち入らせないようにする必要があります。

また、クレーンの操作は危険な業務で、本来、その業務に専念する必要がありますが、そうせず

に別作業をさせたことにも問題があります。

玉掛けについても危険な業務ですので、玉掛技能講習を修了した者に従事させる必要があります。